

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和6年12月2日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第26号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(亀山市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 亀山市福祉医療費の助成に関する条例施行規則(平成17年亀山市規則第49号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「保険証の内容」を「加入医療保険」に改める。

様式第2号注意事項2中「医療保険証」を「個人番号カード又は医療保険の資格確認書等」に改める。

様式第2号の2注意事項2中「医療保険証」を「個人番号カード又は医療保険の資格確認書等」に改め、同様式注意事項4に次のただし書を加える。

ただし、個人番号カード等により社会保険各法の規定による電子資格確認ができる場合は、限度額適用認定証の提示は不要です。

(亀山市国民健康保険一部負担金減免等に関する規則の一部改正)

第2条 亀山市国民健康保険一部負担金減免等に関する規則(平成22年亀山市規則第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正部分」という。)及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(決定等)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 前項の証明書の交付を受けた者が、 保険医療機関等で療養の給付を受けようとするときは、<u>法第36条第3項の規定による電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けるとともに、当該証明書を当該保険医療機関等に提出しなければならない。</u></p>	<p>(決定等)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 前項の証明書の交付を受けた者が、 保険医療機関等で療養の給付を受けようとするときは、<u>国民健康保険被保険者証に当該証明書を添えて当該保険医療機関等に提出しなければならない。</u></p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

様式第1号及び様式第3号中「被保険者証記号番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

様式第4号中「被保険者証記号番号」を「被保険者記号・番号」に、「被保険者証」を「個人番号カード又は資格確認書」に改める。

様式第5号及び様式第6号中「被保険者証記号番号」を「被保険者記号・番号」に改める。

(亀山市公共施設予約システムの利用に関する規則の一部改正)

第3条 亀山市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成28年亀山市規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(利用者登録の申請)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 申請者は、前項の規定による申請の際に本人であることを証する書類として次の各号のいずれかの書類を提示し</p>	<p>(利用者登録の申請)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 申請者は、前項の規定による申請の際に本人であることを証する書類として次の各号のいずれかの書類を提示し</p>

<p>なければならない。</p> <p>[(1) 及び (2) 略]</p> <p>(3) <u>医療保険の資格確認書</u></p> <p>[(4) 略]</p> <p>(5) その他<u>前各号</u>に類するものとして 市長が認める書類</p> <p>[3 略]</p>	<p>なければならない。</p> <p>[(1) 及び (2) 略]</p> <p>(3) <u>健康保険証</u></p> <p>[(4) 略]</p> <p>(5) その他<u>前4号</u>に類するものとして 市長が認める書類</p> <p>[3 略]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

(施行日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある第1条の規定による改正前の亀山市福祉医療費の助成に関する条例施行規則様式第2号及び様式第2号の2による亀山市福祉医療費受給資格証は、同条の規定による改正後の亀山市福祉医療費の助成に関する条例施行規則様式第2号及び様式第2号の2による亀山市福祉医療費受給資格証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある第1条の規定による改正前の亀山市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。